

平成24年度

京丹波町ケーブルテレビ

本庁・支所等告知放送用非常用電源システム
構築工事

特記仕様書

京丹波町

第1章 総 則

1-1. 総則

本特記仕様書は本庁支所に設置する告知放送用非常用電源システム設置について定めるものである。

1-2. 工事概要

本庁、瑞穂支所に設置している告知放送制御装置（B-CONT）への非常用電源を供給できるシステム構築する

1-3. 適用の範囲

本仕様書は、京丹波町（以下「甲」という）と工事請負者（以下「乙」という）との請負契約に適用する。

1-4. 工事の範囲

各工事の範囲は、本仕様書に基づき、設計、製作、運搬、据付、調整、試験、その他必要な工事を行うとともに、関係官公庁等に対し行う諸手続き、打合せ、検収、書類作成までの一切を含むものとする。

1-5. 工期

契約日の翌日から平成25年1月31日までとする。

1-6. 規格・法令

本仕様書に定めるほか、次に掲げる関係法規、規格等を遵守すること。

関係法規

- 1 京丹波町諸条例及び規則
- 2 有線電気通信法及び同報関係書類
- 3 電気通信事業法及び同報関係書類
- 4 電気設備に関する技術基準を定める省令
- 5 個人情報保護法
- 6 その他関連規則、条例等

関係規格

- 1 日本工業規格（JIS）
- 2 日本電気規格調査会標準規格（JEC）
- 3 日本技術標準規格（JES）
- 4 日本電機工業会標準規格（JEM）
- 5 日本電子情報技術産業協会規格（JEITA）
- 6 日本電線工業規格（JCS）
- 7 電気通信に関する技術基準
- 8 京都府土木工事標準仕様書
- 9 土木工事共通仕様書（最新版）

1-7. 提出書類

乙は、契約後直ちに本仕様書に基づき詳細な打合せを行い、必要な書類を甲の指定する期日までに提出すること。

1-8. 技術指導等

乙は本設備の運用、保守について必要な説明書を作成し、説明会等で甲に対し十分な技術指導を行うものとする。

1-9. 疑義

本仕様書で規定された内容及び記載されていない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

なお、仕様書に示されていない事項についても、必要と認められる事項については乙の責任において処理するものとする。

1-10. 保守

本工事の重要性を認識して、事故が発生した場合、乙は速やかに事故処理対応を成しえるものであること。

乙は、保証期間終了前に保守点検を実施し甲に報告するものとし、保証期間終了後の保守点検については甲乙協議のうえ決定するものとする。

1-11. 検査

検査の内容、方法等については甲と打合せの上行うものとし、検査に要する測定機器及び人員等については乙が準備するものとする。

- (1) 搬入検査 材料及び機器類の搬入時に実施する
- (2) 完成検査 工事完成後、甲の指定する日に実施する
- (3) 引渡し 甲の完成検査の合格を持って引渡しとする

1-12. 産業廃棄物

産業廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のほか、関連する規定等を遵守し適切に処理すること。

1-13. 保証

引渡し日から起算して1ヵ年以内に発生した整備不良及び故障で、明らかに乙の責任とみなされるものについては、乙が速やかに無償修理又は代替品を納入するものとする。

なお、上記期間を過ぎたものであっても乙の重大な過失により発生した故障については、乙の責任において無償修理又は代替品を納入するものとする。

1-14. 納入場所

機器の納入場所は以下の場所とする。

京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷6番地6 京丹波町役場
京都府船井郡京丹波町橋爪49番地 瑞穂支所

1-15. その他

- 1 本仕様書および設計書に明記のない事項でも、運用上、機能上当然具備しなければならない事項については、これを充足するものとする。
- 2 乙は工事の一部を下請会社に代行させようとする場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、甲が工事施工に著しく不相当と認めた場合は、乙に対して下請会社の変更を求めることができるものとする。

第2章 据付・調整工事

2-1. 一般事項

- 1 据付工事は、機器の据付・配線・調整とする。
- 2 据付工事は、耐震性を考慮し、施工するものとする。
- 3 工事は、外観がよく保守点検等が容易に行えるように施工しなければならない。

2-2. 工事経費

- 1 本工事に必要な一切の機器費及び材料費は、全て乙の負担とする。
- 2 工事に関して、第三者に損害を与えた場合は、全て乙の責任において処理しなければならない。

2-3. 据付にあたっての留意事項

機器据付にあたっては、予め工程表、機器配線図等を提出し、甲の承認を受けるものとする。また、振動・衝撃に十分留意し施工しなければならない。

2-4. 施工管理

- 1 施工管理は施工計画に基づき、工期内に完全な竣工ができるよう行わなければならない。
- 2 工事施工にかかわる法令、法規等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るものとする。
- 3 工事施工にかかわる関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。
- 4 仕様書等で指定され、又は予め指示された箇所については、監督員の検測又は承認を得なければならない。
- 5 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、予め監督員の承諾を得て行うものとする。
- 6 工事施工中監督員と行った主要な協議事項等は、打合せ簿を作成するとともに、相互に押印し確認するものとする。

2-5. 工事の現場管理

- 1 工事施工にあたっては、確実な工法、安全、工期内完成等を常に考慮して現場管理を行うものとする。
- 2 指定又は指示された箇所を除き、造営物を加工してはならない。施工上必要がある場合は、予め甲の承諾を得るものとする。また、既に運用中の設備に関係する工事となるため、監督員と十分な打合せ協議を行い、その影響力を極力少なくするよう努めること。
- 3 施工が完了したときは、後片付け、清掃等を完全に実施しなければならない。

2-6. 工事内容の変更

- 1 甲による変更は変更部分金額について、双方協議により定めるものとする。ただし、監督官庁の指示、条件、規則、規格によるものについては、乙の負担により行う。
- 2 仕様書に指定され、又は指示された内容が施工困難な場合は、その理由、変更内容を申し出、協議するものとする。変更部分の金額については（1）項に準ずる。

2-7. 工事写真

工事後形状が変わり、又は内容が隠蔽される箇所については、名称、日時、寸法等が確認できるよう写真撮影することとし、工事の種類ごとに整理し監督員に提出するものとする。

2-8. 調整試験

総合的な調整・試験を行い、施設の機能を確認するほか、具体的な試験方法については各個別の仕様書に定める。

第3章 安全

3-1. 基本事項

工事施工にあたって労働安全衛生法等関係諸法規を遵守し、安全の確保に万全の対策を講じ、乙の責任を持って行うものとする。

- 1 安全確保のため総括安全責任者及び作業現場ごとの安全責任者を設け、連絡会議等を行い、緊急時の措置など安全体制（組織）を確立しなければならない。
- 2 総括安全責任者は安全のための守則、方法など具体的な対策を定めこれを推進するものとする。総安全責任者は、それぞれ責任者等の氏名を明らかにし、これを作業員の見やすい場所に掲示しておくものとする。

3-2. 安全教育

安全責任者は安全に関する諸法令、作業の安全のための知識、方法及び安全体制について周知しておくものとする。

3-3. 安全管理

- 1 工事用機器は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造など十分に点検し、事故防止に努めるものとする。
- 2 高所作業、電気作業、その他作業に危険が伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講ずるものとする。
- 3 火気の取り扱い及び使用場所に留意するとともに、必要な消火器具を配備しておくこと。
- 4 作業員の保健、衛生に留意するとともに、工事現場内の整理整頓を図るなど、作業環境の整備に努めること。

3-4. 緊急時の措置

- 1 人身事故が生じた場合は、負傷者の救護に最善を尽くすとともに、速やかに監督員に報告すること。
- 2 設備事故が生じた場合は、事故の拡大防止と迅速な復旧に努めるとともに、速やかに監督員及び関係者に連絡すること。

第4章 その他

4-1. 成績確定について

本工事は、成績確定を省略します。